

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年11月29日認可した。

平成25年12月13日

香川県知事 浜田 恵 造

事業主体	土地改良事業名
小馬越地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小馬越地区
渦江地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渦江地区
黒岩地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）黒岩地区